

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	愛染橋保育園
運営法人名称	社会福祉法人 石井記念愛染園
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園
代表者氏名	施設長 吉田 正義
定員（利用人数）	141 名（109名）
事業所所在地	〒 556-0006 大阪市浪速区日本橋東2-9-11
電話番号	06 - 6632 - 5640
FAX 番号	06 - 6632 - 5645
ホームページアドレス	https://www.aizenen.or.jp/rinpo/info/aizenbashi
電子メールアドレス	aizenho@aizenen.or.jp
事業開始年月日	令和 6 年 4 月 1 日
職員・従業員数※	正規 20 名 非正規 8 名
専門職員※	・保育士18人（園長・副園長・主任含む） ・栄養士1人
施設・設備の概要※	[設備等] [居室] 保育室（0歳児・1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児）・ホール・給食室・事務所・談話室

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

- ◎大切にしていること：子どもの権利擁護と自己実現
- ◎子どもたちに育んでほしい願い
 - ・心身ともに健やかに、神と人に愛されることも
 - ・感謝と思いやりのある子ども
 - ・何事にも意欲的な子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ① 園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供する。
- ② 専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に提供する。
- ③ 園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図り、保護者及び地域の子育てに対する支援等を行う。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般財団法人 大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和6年6月11日～令和7年3月8日
評価決定年月日	令和7年3月8日
評価調査者（役割）	0701C039（専門職委員） 1001C036（専門職委員） 0701C019（運営管理委員） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

「判断基準」の考え方	
a	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

0401 号第 11 号『福祉サービス第三者評価事業に関する
指針について』の全部改正について」等より作成

愛染橋保育園は、1909年6月（明治42年）に石井十次氏が愛染橋西詰（現在の日東小学校のグラウンド）に愛染橋保育所を開設してから100年以上の歴史があり、日本の社会福祉事業の草分け的な存在です。この間、「地域とともに」をテーマに、住民とのふれあいを大切にした保育を行ってきました。愛染橋保育園は、地下鉄堺筋線恵美須町駅から堺筋沿いの北上でんでんタウン筋を徒歩5分のところにあります。2024年4月より、幼保連携型認定こども園に移行しました。

法人は、社会福祉事業の草分け的存在である石井十次の教育理念にもとづいて、「人と人をつなぐ保育事業」を展開し、保育園などの「隣保事業」を運営しています。隣保事業以外にも、「医療事業（愛染橋病院）」「介護事業（特養あいぜんなど）」などの事業があり、各部署連携しながら地域に根ざした施設運営をしています。

◆特に評価の高い点

評価の高い点として、以下の3点があげられます。

第一に、一人ひとりの子どもや各家庭の状況を十分に把握し、それぞれに合った保育と保護者への対応を行っています。多文化を背景とした家庭の子どもが多く在籍していることに加えて、登園時間が遅い家庭、複雑な家族関係の家庭もありますが、それぞれを受容し、ていねいな対応を行っています。

第二に、子どもの豊かな経験につながる多様な保育内容の提供と、そのための関係づくりや連携があげられます。日常では、子どもの興味関心にもとづいた自由遊びを大切にしながら、隣り合わせの環境を生かした3～5歳児の異年齢交流、月1回の法人のバスを使った遠足、小学校区単位での幼稚園・保育園との交流などを実施しています。こうした多様な活動を提供するためには、園の職員同士の連携はもとより、法人内の協力体制、他機関との連携や調整が不可欠です。法人理念である「人と人をつなぐ保育事業」が実践されています。

第三に、法人内に医療事業があり、近隣に病院があることを活かして、子どもの健康管理を適切に行っていることです。嘱託医である小児科医による健康相談を2ヶ月に1回実施していることで、子どもの健康や発達について保護者は相談することで、安心な環境づくりにつながっています。

◆改善を求められる点

改善の必要な点は以下の2点です。

第一に、3～5歳児の保育環境の改善です。玄関ではなく、園庭から靴を履き替えて保育室に入れる環境のため、どうしても保育室前のデッキが砂などで汚れやすくなります。子どもが自分で選んで自由に遊べるように用具を用意していることから、片付けや整頓が徹底されていない面がありました。清潔や整頓は、子どもの安全や健康にもつながるものです。園全体で意識して取り組むことを望みます。

第二に、幼児用のトイレの扉が一カ所設置されていないこと、着替えの際の目隠しが設置されていないことから、子どものプライバシーの保護の観点からの保育環境の整備が必要です。保育室の配置が道路に面していること、子どもの状況や保護者の考え方も多様になっていることに配慮して、プライバシー保護の環境についての見直しを望みます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受審し、特にプライバシー保護の観点において、多様な考え方に気付きました。当園では、プライバシーを意識し配慮しながら保育を行っていたつもりでしたが、当園で行っている以上に多様な考え方や、感じ方があることを教えていただき、一人ひとりの方への配慮が必要であることを学びました。

すでに、アコーディオンスクリーンなどの購入を済ませておりますので、対策と工夫ができることから迅速に取り組んで参ります。

保護者への皆様へのアンケートからも、掲示物、配布物など正確に分かりやすい取り組みや、保護者の皆様同士のつながりの場を提供して欲しい等のご意見をいただいております。今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。また好意的なご意見を多数いただき、日々の保育の励みとなりました。

今回の受審で、客観的に運営や保育の内容を見直すことができ、貴重な学びを得ました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人の理念・基本方針はホームページ・園のしおり・重要事項説明書に記載し、新入園児には必ず、重要事項説明書、園のしおりで説明しています。職員には研修とともにカリキュラム会議で周知しています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	地域の社会福祉事業全体の動向の把握に努めています。多様化する保育ニーズに対応し、適切な教育・保育サービスを提供していくために2024年4月から幼保連携型認定こども園に移行しています。毎月経理課より月末時点での貸借対照表、事業活動計算書が提供され資産負債の状況は把握しています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	毎月開催している園長会議で月次推移事業活動計算書に基づいて当園の経営状況を把握し、改善すべき課題について意見交換を図っています。保育園では主任会議、主担会議で報告し、園児数に合わせた職員体制の検討もしています。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	中・長期的な経営状況の安定を図るために2024年度から幼保連携型認定こども園に移行し、1号認定児童の確保に努めています。大阪市の居室面積基準緩和が2030年度から廃止されることからハード面の検討とともに各クラスの園児数の検討も始めていますが、数字も含めた具体的なビジョンの作成を期待します。	
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	単年度計画は、前年度の事業内容に基づいて実現可能な内容を作成しています。収入面では園児の確保人数や公定価格に見合った保育料を算定して作成しています。	

I - 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 -(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は園長会や副主任以上が参加して隣保館会議の中で議論し、策定しています。又、事業計画は、年間計画会議や学期ごとの反省会、隣保館研修の企画で周知し、実践に生かしています。見直した内容は中・長期計画の見直しにも反映させています。今後は職員が参画をした事業計画の作成とともに周知を図ることを望みます。	
I - 3 -(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画及び方針は新入園の際の説明会「保育園のしおり」「重要事項説明書」を用いて説明をしています。事業計画作成の際に保護者の意見や参加で事業計画を作成し、作成後には保護者の意見がどのように反映されたかの説明をするなど一層の工夫を期待します。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 -(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	保育の質の向上に向けた会議（カリキュラム会議・給食会議）を実施しています。その中でPDCAサイクルに基づき振り返りをしながら、出された課題をもとに新たに保育計画、支援計画を作成しています。学期末反省会で出された課題に対して研修を実施しています。	
I - 4 -(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	各自の自己評価表は、学期末反省会等、全職員が出席する会議で共有し、意見交換しながら改善策を明らかにしています。課題については会議に出席した職員が議事録で全職員に報告し、共有しています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 -(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 -(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は「重要事項説明書」や各種マニュアルにおいてその役割を明記し、説明しています。各種会議においても自らの役割と責任者であることを説明しています。	
Ⅱ - 1 -(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は、児童福祉施設をはじめ介護施設でも管理者としての経験もあり、遵守すべき関係法令等を理解しています。各種会議の場を通じて職員に周知を図っています。	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は日常的に保育の質について評価、分析を行い、OJTを通して職員の資質向上に向けた指導を行っています。各種会議で出された課題を把握し、個人の資質と施設全体のレベルアップに努めています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善をはじめ業務実効性の向上に向けて人事面についても適材適所の配置を行い、離職防止のための環境づくりに努力しています。また、労務面でも全職員の面談を実施するなど保育園の課題について積極的に取り組んでいます。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	養成校とのコミュニケーションを図り、就職フェアでも保育園の魅力を発信しています。離職防止に向けて研修計画を作成して研修委員が協力しながら検討しています。新たにメンター制度を取り入れ、若い保育士と他園の先輩保育士とが話し合う機会をつくり悩みの解決を図っています。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	職員の等級ごとに期待される職員像を明確に示し、半期に一回職員の自己評価を行い、自己評価をもとに面談をしています。評価結果において基準以上の評価を得た場合、賞与と昇給に反映させています。今後、評価結果に対してその変更について職員が意見を述べるシステムの構築を望みます。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	労務管理については、副主任・主任・副園長・園長で責任体制を構築し、各職員の就業状況を把握しています。職員面談は年3回実施し、職員の悩みなどを把握しています。法人が年1回ストレスチェックを実施し、職員にフィードバックし、改善の機会を提供しています。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員の等級ごとに期待する職員像を明確にし、半期ごとに評価基準に基づき自己評価を実施しています。評価結果を賞与・昇給へ反映させていますが今後は保育園が目指す目標や方針を理解するため一層のコミュニケーションを図ることを望みます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	「愛染園の理念と隣保館事業部のビジョン」を示し、年間計画の3本柱として「OJT／OFF-JT／SDS」にて研修を実施しています。新任研修とともに施設ごとに研修委員を選出し、委員会で研修計画の立案・実施・評価・反省をしています。	

Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	経験の少ない保育士と経験のある保育士がペアを組んで適切な助言をしながら業務に活かせるようにしています。新任保育士の研修はじめ、施設ごとに研修委員を選出して、研修計画の立案・実施・評価反省をしています。外部研修については「自己啓発援助制度」を実施して諸経費を負担しています。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生受け入れにあたっては、実習前にオリエンテーションを実施し、園の理念や歴史の説明を行い、クラスは実習生の希望で決めています。クラス担任と十分打ち合わせをしながら受け入れています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	財務関係については法人のホームページに法人全体を公開しています。保育所における福祉の取り組みをはじめ、苦情・相談体制についても園のホームページで公開しています。法人パンフレットや隣保事業広報部広報誌、保育所広報誌「あいぜん通信」を発行し、地域や関係団体に配布しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	法人経理を監査している監査法人が、定期的に出納管理・物品購入・在庫管理・人件費・収入など監査しています。法人本部が法人内の事業所を年2か所、内部監査を実施し、報告しています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	「重要事項説明書」「法人パンフレット」「あいあいページ」に地域とのかかわりを掲載しています。当園で実施している子育て支援事業の周知のため地域の掲示板を利用したり、地域のお祭りや交通安全教室などに参加しています。また、地域の憩いの場になっている「北日東ふれあい広場」の門の開け閉めをボランティアとして取り組んでいます。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受け入れマニュアルを策定して主任・副園長・園長が受け入れの調整を行い、実際の受け入れは副園長が対応しています。今後、園としてボランティア受け入れについて地域や各諸団体に知らせる取り組みを期待します。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	地域の関係機関・団体については社会資源リストを作成しています。月1回ケース会議を実施し、関係機関との共有を図っています。虐待が疑われる事例について速やかに援助・対策を行い、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）に登録されたケースについては園もケース会議に出席して共有を図っています。要対協登録以外のケースも区役所の子育て支援室と協議してケース会議を要望することとしています。	

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域の要保護児童対策地域協議会代表者会議に参加して地域の福祉ニーズを把握しています。子育て支援事業に参加する保護者の悩み相談に対応しています。地域の子育てサロンにも参加して民生委員・児童委員の方々とも交流し、日常的なつながりを確保しています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	地域の子育てプラザに参画し、必要な場合は当保育園の子育て広場への参加を促し、当園への入園にも繋げています。出されたニーズによっては区役所の子育て相談室や民生委員など関係機関との協議・連携を図っています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもを尊重した保育の基本姿勢は、法人の理念や方針に明記し、「愛染橋保育園運営規定」に明文化しています。職員が共通理解をもち実践できるよう、学期末会議（3～4回／年）や法人研修を定期的に位置づけて取り組んでいます。多様性に関する取り組みは、日常保育の中で意識的に環境を工夫し、子どもが理解できるよう同法人病院の助産師のお話を聞く取り組みをして、保護者にはお便りで伝えています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	子どものプライバシー保護は「個人情報管理規定」を策定しています。職員の理解を図るよう法人研修を行っています。プライバシー保護を徹底するため、ケース検討会議（1回／月）の資料は事務所内の保管庫で施錠管理しています。保護者には、園内での写真撮影はしないよう説明や掲示をして周知し、SNSに流出しないよう日常的に取り組んでいます。 日常保育の中で着替え等において、園として一人ひとりの子どものプライバシーが守られるよう配慮を望みます。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	理念や保育内容は、ホームページやパンフレットに掲載しています。法人が発行する「あいあいページ」は、地域福祉施設及び米屋や魚屋、交番にも置いて提供しています。「重要事項説明書」「保育園のしおり」は、説明文にルビを付けたり挿絵を入れたりして、理解しやすいよう工夫しています。見学希望者には、日程調整に応じ、多言語の場合は翻訳機能を使用してより丁寧に説明しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始・変更時には「入園のしおり」（重要事項説明書）を使って説明しています。説明に対する同意は、契約書を締結しています。特に配慮が必要な保護者には、理解できるよう説明方法を工夫しています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	転園する場合は、積極的に引継ぎ等は実施していませんが、個別の問い合わせがある場合は丁寧に対応しています。利用が終了した後は、卒業アルバムにコメントを挿入し、声かけを行う等相談に応じる体制があります。転園の際には、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書に取り組むことを期待します。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	保護者アンケートは、運動会や発表会等、行事毎に実施しています。保護者懇談会（1回／期）では、保育に関する意見を聞き、必要に応じて主任等が同席して個別面談にも取り組んでいます。把握した内容は、各種会議で検討し改善を行っています。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制は、「重要事項説明書」に明記し、「入園のしおり」にも記載して保護者に配布しています。苦情内容は、個人情報に配慮して法人に報告し、法人よりホームページで公表しています。経年的な状況も含め、保育園が独自にフィードバックできる仕組みを期待します。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	苦情解決の相談体制は、玄関に掲示しています。事務所内の主任等、相談に応じる体制や個室等の環境に配慮しています。保護者が苦情を申し出やすいよう意見箱の設置場所を整備することを期待します。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	相談や意見を受けた場合は、速やかに園長等に報告し、検討して迅速に対応できるよう努めています。毎日の朝礼では、職員が情報共有できるよう取り組み、所定用紙の「朝礼簿」にも記録して職員が情報共有できるよう努めています。行事の際にはアンケートを取り、保護者の意見を積極的に把握する仕組みを作っています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	安全管理・危機管理に関する各種マニュアルを完備して、責任者・手順等明確にしています。気象変動等の公的機関からの注意喚起情報も踏まえて対応しています。日常のヒヤリハットは集積し、会議で分析・防止できるよう努めています。事故発生時には、速やかに解決策も検討して大阪市に報告しています。避難用の滑り台や床等、施設点検も実施しています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	「感染症対策マニュアル」を策定し、園長を筆頭に役割を明らかにして対策の手順に従って取り組んでいます。流行の情報や対応策は、安全衛生委員会や朝礼において職員が迅速に共有できるようにしています。発生した場合も迅速に消毒する等、感染拡大の防止に努め、保護者には「園だより」で周知しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	水害・津波・地震・台風等、各種マニュアルを策定し、対応体制を整備しています。立地条件から浸水は50cmで避難し、津波の際は3階ホールを避難場所として想定しています。備蓄品は備蓄リストを作成し、管理しています。安否確認は、アプリの連絡機能を活用しています。避難訓練の実施は、消防署や警察、自治会とも連携して実施しています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	「重要事項説明書」「入園のしおり」「全体的な計画」に標準的な保育の実施方法を記載しています。いつでも閲覧できるよう、玄関に掲示しています。職員には事業部が実施する一日研修で、理解が深まるよう取り組んでいます。 一人ひとりの子どもの状態や家庭に応じた保育実践が必要であり、日常的に保護者とのコミュニケーションを図るよう努めています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	学期毎に行う学期末反省会の中で検証し、見直しのための議論を行っています。卒園式の後や保育終了後に職員全員が参画し、標準的な実施方法に基づいているのかを振り返り、職員や保護者の意見を反映できる機会を設けています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	園児の状況や家庭の状況等の詳細を把握し、園児台帳を作成して保管しています。個々の状況を踏まえ指導計画を作成しています。指導計画に基づき実践を行い、カリキュラム会議や学期末会議において検証し、必要に応じて保育を変更しています。支援が必要なケースは、ケース会議で個別検討を行い、看護師・栄養士・調理師等の専門職も含めて、園として対応できるよう努めています。療育機関やカウンセラーの助言も受けて保育に活かすようにしています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	学年末会議で振り返り、学期ごとの反省会も行っています。その中で、必要に応じて指導計画を変更しています。特に困難な事例の場合、療育機関の助言を受け、子どもの気持ちを優先する保育に変更しています。日常保育の中での変更は、園長・主任等に相談して取り組んでいます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	個別の状況は園児台帳に記録し、個別カリキュラムも作成しています。カリキュラム会議では職員間で共有し検証しています。また、迅速に情報を共有できるよう朝礼・「朝礼簿」を活用しています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	法人として「個人情報管理規定」を策定し、漏洩等の対応方法を規定しています。園児台帳等は事務室内の施錠できる保管庫で管理しています。職員が理解して遵守できるよう研修にも取り組んでいます。保護者にも個人情報保護について説明し、園内撮影の禁止はイラストと文字で掲示して周知しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－１ 保育内容		
A－１－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	全体的な計画は、主任保育士ならびに各クラスの職員が参画して作成しています。学期末会議等で全体的な計画の評価・検討を行い、必要があれば修正も行っています。今後、入園説明などの機会を活用して、理念や基本方針を保護者に説明し、周知することを望みます。	
A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
（コメント）	感染症対策として水道を自動水栓とするなど、子どもたちが安全で快適に過ごすことができるように環境を整えています。クールダウンの必要な場合には事務所で受け入れるなど、一人ひとりの子どもが落ち着いて過ごせるようにしています。保育室前のデッキが砂などで汚れやすいこと、片付けや整頓が徹底されていない面がありました。園全体で環境整備に意識して取り組むことを望みます。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
（コメント）	子ども一人ひとりの特性や発達過程、家庭状況に配慮し、子どもの気持ちにそった保育を行っています。子どもへの適切な対応のあり方について、全員に周知を図り、共通理解を形成することを望みます。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
（コメント）	子どもの主体性を尊重しながら、生活習慣を身につけることができるような環境整備と援助を行っています。一人ひとりに生活習慣が身につくように、6年間を通して、子ども自身の理解も育てながら、引き続き取り組むことを望みます。	
A-1-（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	散歩などを通して、自然と多く触れ合う機会をつくるとともに、毎月マイクロバス（法人所有）での遠足を実施しています。2～5歳児での縦割り保育を通して、異年齢の交流も行い、さまざまななかかわり・人間関係が生まれるように配慮しています。	
A-1-（２）-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
（コメント）	保護者とのコミュニケーションを通して子どもの保育園・家庭での様子を共有しながら、生活と遊びにふさわしい環境づくりに努めています。月齢差や在園時間の違いがある中でも、一人ひとりが安心して過ごし、楽しくあそぶことができるように、子どもの発達や個人差を考慮した保育内容・環境づくりに引き続き努めることを望みます。	
A-1-（２）-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	自由遊びの時間を大切に、一人ひとりが興味関心のある活動に取り組めるように環境を整え、援助を行っています。子ども同士の関係づくりに向けて、適切な仲立ちを行っています。給食参観を実施するなど、家庭と連携した取り組みを大切にしています。	

A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	自由遊びの時間を大切に、一人ひとりが興味関心のある活動に取り組めるように環境を整え、援助を行っています。隣り合わせの保育室環境を活かして、他のクラスと合同で活動を行ったり、小学校区内の幼稚園・保育所との交流を行うなど、経験やかかわりが広がるように工夫しています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	できるだけ他の園児と同様に過ごせるようにし、ともに成長できるように配慮しています。区役所支援室の臨床心理士と相談し、助言を受けながら、それぞれの子どもに合った保育や対応を行っています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	早朝・延長保育を担当する保育者が適切に保育を行えるように、子どもの状況について会議等で共有しています。年齢の異なる子どもがいっしょに過ごすことに配慮し、ふさわしい環境づくりと保育者の仲立ちや援助を引き続き行うことを望みます。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	就学に向けて、小学校での授業見学、小学校区内の幼稚園・保育所との年2回の交流を行っています。園長が小学校の運動会を参観するなど、就学に向けて小学校と連携を図っています。保育所児童保育要録を渡す際に、必要な場合には口頭でも説明しています。	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	入園時の面談で、既往症や予防接種などについて把握し、園の健康に関する方針を説明しています。与薬については、与薬依頼書を用いて適切に行っています。嘱託医である小児科医による健康相談を2ヶ月に1回実施しています。乳幼児突然死症候群について、職員への周知を徹底しています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断等の結果は、職員間で共有するとともに、保護者に伝えて共有しています。嘱託医である小児科医が2ヶ月に1回の医療相談を行い、保護者の相談に対応しています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギー疾患、慢性疾患等については、入園時の面談で把握し、医師からの指示に従って対応しています。食事提供時は、誤食を防ぐため、机や食器を分け、給食室と保育士の間で確認を徹底しています。アレルギー疾患、慢性疾患等の子どもが安心して園生活を送ることができるように、他の子どもや保護者に理解を図る取り組みについても引き続き意識的に行うことを望みます。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食べる量や嗜好などの個人差に配慮して、いろいろな食材が食べられるように工夫しています。栽培活動やマグロの解体など、食に関する関心を高めるための取り組みを行っています。給食室が3～5歳児の保育室の並びにあり、カウンターから調理の様子が見えます。給食後の食器の返却の際に、給食室の職員と子どもが話をし、様子を把握しています。園での給食や食育の取り組みについては、給食だよりを通して家庭に伝えています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	月1回の給食会議において、子どもの喫食状況を共有し、献立や調理方法・味付け等の改善につなげています。季節感のある献立、誕生日や行事の献立などをとり入れ、食べることの楽しさが感じられるように工夫しています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（１） 家庭との緊密な連携		
A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
（コメント）	登園が遅くなりがちな生活に課題をもつ家庭もありますが、日常的な情報共有は、ICTを使用した連絡の送信、アンケートなどを通して行うとともに、送迎時のコミュニケーションによって行っています。学期ごとにクラス懇談や個別面談を行い、クラスや保育の様子を伝え、子どもの育ちを共有し、保護者の理解を図っています。	
A-2-（２）保護者等の支援		
A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	異文化を背景とした家庭の子どもも多く在籍していますが、保護者からの相談を待つのではなく、様子を見て個々に声をかけるなど、送迎時のコミュニケーションを大切にして、家庭・保護者の状況把握に努めています。必要な場合には、主任も同席して個別に相談や対応に当たっています。	
A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
（コメント）	虐待が疑われる事案があった場合には、主任・園長に相談し、事実確認と協議を行っています。気になる事案については、クラスの主担、副主任、主任、園長で月１回のケース会議を行っています。登園が遅い場合は、9:30に電話を入れ、状況を確認しています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		b
(コメント)	各保育者は、年2回の自己評価を行い、面談でのアドバイスをもとに、保育実践の改善や専門性の向上に取り組んでいます。クラス会議での保育実践のふりかえり、学び合いを通して、連携の確認を行っています。保育士等の自己評価とそれに基づく各自の成長を、保育所全体の自己評価につなげ、保育実践の向上をはかることを期待します。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
(コメント)	体罰等の防止に向けて、学期末にふりかえりを行い、反省を次につなげています。隣保事業や法人全体での研修では、理念の徹底を図ることで、体罰等の防止に取り組んでいます。体罰等につながる可能性のある事案については、主任・園長に報告し、早期発見・改善に取り組んでいます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	愛染橋保育園に在園する保護者世帯
調査対象者数	95世帯
調査方法	当機関が作成したWebによるアンケート

利用者への聞き取り等の結果（概要）

95世帯中55世帯から回答がありました。回収率は58%です。回答された年齢は3歳児以上が72.8%でした。また、保育園へ通っている年数では3年以内から3年以上の方で76.3%の保護者でした。アンケート項目は19項目ですが、「とてもそう思う」「まあそう思う」併せて90%の方が答えた項目は

- ・入園にあたって、保育園の理念や方針について、十分に説明がありましたか？
- ・保育園の理念や方針に満足されていますか？
- ・入園にあたって、保育園の保育の内容や方法について、十分な説明がありましたか？
- ・保育園の保育内容に満足されていますか？
- ・ご家庭でお子さんの様子などについて、送迎時の職員との会話や連絡帳などを通じて、十分伝えられていると感じますか？
- ・園での日々の保育の様子について、送迎時の職員との会話や連絡帳等を通じて、十分伝えてもらっていると感じますか？
- ・職員の子どもへの対応・態度に満足されていますか？
- ・職員の保護者への対応・態度に満足されていますか？
- ・保護者が相談や意見を述べやすいように、工夫がされていると感じますか？
- ・保護者からの相談や意見に対して、十分に対応されていると感じますか？
- ・ご家庭やお子さんに関するプライバシーは守られていると感じますか？
- ・感染症の予防対策や発生時の対応等は、適切になされていると感じますか？
- ・給食、おやつなど食事内容に満足されていますか？
- ・食物アレルギー対応は十分されていると感じますか？
- ・発達上、気にかかる子どもについての対応は適切にされていると感じますか？
- ・懇談会や保育参観、行事など、保護者が保育に参加する機会に満足していますか？

と16項目が愛染橋保育園に満足している内容でした。保育園への信頼が高いと言えます。

一方、回収率が58%であることから回答を寄せていない保護者の思いを聞く対応が望まれます。

加えて、保護者同士のつながりやかかわりを再構築することが求められます。コロナ禍を経て、保護者同士のつながりやかかわりがどの施設においても希薄になりがちです。保護者会活動を煩わしく感じる保護者が増えている実態もあります。しかしその反面、保護者同士の関係の希薄さを残念に感じている保護者もいます。保護者の思いや状況に配慮しながら、園・保護者の両者が無理のない範囲で、懇談や園行事の機会などを活用して、保護者同士が話をしたり、相談できる場を設けるなどして、関係づくりの支援をしていくことを期待します。

自由記述では「給食も美味しく、季節を感じる食事に遊びに意識して頂いてとても嬉しい」「保育園に入っていなかったら子育てが続けてこれなかった、感謝している」との意見が寄せられていました。一方、子どもへの対応の仕方や運営について、行事の案内や掲示物の案内に不備などを指摘するような意見もありました。今後、子どもの成長・発達を保障していくために保育園と保護者が一層連携していくことを期待します。